

「税関法および税関法施行規則に規定される必要書類の内容」

＜税関法 36-A 条 I 項（輸入）の内容＞

- a) 電子インボイス（CFDI）、または規則で定められた要件を満たす同等の書類
- b) 船荷証券（B/L）、パッキングリスト、航空貨物運送状（AWB）、その他運送書類
- c) 輸入時における非関税規制を遵守したことを示す書類
- d) 原産地証明書や運送要件証明書類
- e) 申告価額が、大蔵公債省が定める推定価格を下回る場合、税関法第 84 条 A 項に規定する税関保証口座に対して支払われた保証が記載された電子文書
- f) 税関当局が規則により定めている場合にのみ、通関する貨物の重量、体積、その他の固有の特性を証明する鑑定書、または該当する場合、輸入者が保有する測定機器が規則で定められた要件を満たし、適切に校正されていることを証明する有効な証明書

＜税関法施行規則 81 条 II 項、III 項、IV 項、VII 項の内容＞

II 項：船荷証券（B/L）、パッキングリスト、航空貨物運送状（AWB）、その他運送書類

III 項：原産地証明書（該当する場合）

IV 項：税関法第 36-A 条 1 項 e 号に定める保証金の書類

VII 項：当該取引の対象となる商品取引に関連する契約書または発注書（パーチェスオーダー）

（出所）「税関法 36-A 条 I 項」、「税関法施行規則 81 条 II 項、III 項、IV 項、VII 項」からジェトロ作成